

島根県余裕期間制度設定工事の試行に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島根県土木部所管の建設工事について、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や建設資材の調達を計画的に行うことができる余裕期間を設定した工事を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条

(1) 余裕期間

契約締結（予定）日から工期の始期日の前日までの期間をいう。
余裕期間内は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(2) 実工期

実際に工事を施工するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む。

(3) 全体工期

実工期に余裕期間を加えたものをいう。

(4) 工期の始期日

実工期または全体工期の始期をいう。

(5) 工期の終期日

実工期または全体工期の終期をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は下記の建設工事とする。

- ・ 請負対象額5千万円以上で、建設工事の種類が「土木一式工事」である建設工事
- ・ 請負対象額3千5百万円以上で、建設工事の種類が「とび・土工・コンクリート（法面処理工事）」である建設工事
- ・ 請負対象額3千5百万円以上で、建設工事の種類が「舗装工事（アスファルト舗装工事）」である建設工事

ただし、下記の工事等については対象外する。

- ・ 緊急性のある工事
- ・ 竣工又は供用開始日が定められている工事
- ・ 設計変更や工事の中止による大幅な工期延期が予想される工事
- ・ 市町村等からの受託工事
- ・ 工事執行者が余裕期間制度になじまないと判断した工事
- ・ 関連する工事等の進捗に影響を与える工事

(余裕期間の設定方式)

第4条 発注者の判断により以下のいずれかの方式を設定することとする。（原則フレックス方式を設定すること。）

(1) 発注者指定方式

発注者が工期の始期日を指定する方式をいう。

(2) 任意着手方式

発注者が示した工期の始期日期限までの間に、受注者が工期の始期日を選択できる方式をいう。

(3) フレックス方式

発注者が示した全体工期の間で、受注者が工期の始期日と終期日を選択できる方式をい

う。

(余裕期間の設定)

第5条 余裕期間は60日とする。

(前払金の支払い)

第6条 受注者は、余裕期間設定工事の前払金について、工期の始期日以降でなくては請求を行うことはできない。

(工期の始期日までの現場管理等)

第7条

- (1) 契約締結日から工期の始期日までの現場管理は、発注者が行うこととする。
- (2) 受注者は、余裕期間内に資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和元年12月25日から施行し、令和2年1月14日以降に公告を行う建設工事から適用する。